

平成22年5月31日  
兵警交規例規第17号

自動車運転代行業に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成22年6月1日から実施する。

## 記

### 第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

自動車運転代行業に関する事務の取扱いについては、法、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「内閣府令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第3 認定

#### 1 申請書の受理等

- (1) 警察署長は、法第5条第1項の規定による申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認の上、これを受理するとともに、当該申請の内容を電話等により交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に通知するものとする。この場合において、添付書類のうち、規則第5条第2項第1号ロに規定する書面については、履歴書（兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「施行細則」という。）様式第18号）及び<sup>職務</sup>経歴証明書（施行細則様式第19号）の提出を求めるものとする。  
ア 法第2条第1項に規定する自動車運転代行業であること。  
イ 法第5条第1項各号に掲げる事項の内容に誤りがないこと。  
ウ 政令第1条に掲げる書類が添付されていること。  
エ 主たる営業所の所在地が管轄区域内であること。
- (2) 警察署長は、前記(1)の規定による受理をしたときは、政令第1条第1号ホに定める書類及び同号へに定める書類のうち規則第5条第2項第1号二又は第2号ハに規定する書面については、その写しを作成した上、速やかに返却するものとする。
- (3) 交通企画課長は、前記(1)の規定による通知を受けたときは、当該警察署長に対して受理番号を交付するとともに、交通部長が定める様式の受理番号交付簿に所要事項を記載するものとする。

- (4) 警察署長は、前記(3)の規定による交付を受けたときは、交通部長が定める様式の認定申請等処理簿に所要事項を記載するとともに、当該申請書等を交通企画課長に送付するものとする。
- (5) 交通企画課長は、前記(4)の規定による送付を受けたときは、交通部長が定める様式の認定に関する協議書により、兵庫県知事（以下「知事」という。）と協議した上、交通部長が定める様式の自動車運転代行業認定上申書に当該認定に関する協議書及び申請書等を添えて交通部長に送付するものとする。
- (6) 交通部長は、前記(5)の規定による送付を受けた場合において、所要事項を調査し、認定をすることについて支障がないと認めたときは認定をするものとし、認定を拒否すべきであると認めたときはその旨を公安委員会に上申するものとする。
- (7) 交通企画課長は、交通部長が認定をしたときは、申請者に対して認定をする旨を通知するとともに、認定証（規則別記様式第二号）を当該申請を受理した警察署長（以下「申請受理警察署長」という。）に送付するものとする。この場合において、当該申請受理警察署長は、申請者に対して当該認定証を交付するとともに、交通部長が定める様式の自動車運転代行業者台帳を作成するものとする。
- (8) 交通企画課長は、公安委員会が認定の拒否をしたときは、交通部長が定める様式の認定に関する通知書を申請受理警察署長に送付するものとする。この場合において、当該申請受理警察署長は、申請者に対して当該認定に関する通知書により認定を拒否する旨を通知するものとする。
- (9) 交通企画課長は、前記(7)又は(8)の規定による措置をとったときは、交通部長が定める様式の認定申請等管理簿に所要事項を記載するものとする。

## 2 管轄外警察署長への連絡

交通企画課長は、交通部長が複数の営業所を有する者に対して自動車運転代行業の認定をしたときは、申請書の写しを主たる営業所以外の営業所の所在地を管轄する警察署の長（申請受理警察署長を除く。）に送付するものとする。

## 第4 認定証の再交付

- 1 警察署長は、規則第7条の規定による認定証再交付申請書（規則別記様式第三号）の提出を受けたときは、これを受理するとともに、当該届出の内容を電話等により交通企画課長に通知するものとする。
- 2 交通企画課長は、前記1の規定による通知を受けたときは、当該警察署長に対して受理番号を交付するとともに、受理番号交付簿に所要事項を記載するものとする。
- 3 警察署長は、前記2の規定による交付を受けたときは、認定申請等処理簿に所要事項を記載するとともに、認定証再交付申請書を交通企画課長に送付するものとする。
- 4 交通企画課長は、前記3の規定による送付を受けたときは、その事実を確認の上、申請者に対して新たな認定証を交付するとともに、認定申請等管理簿に所要事項を記載するものとする。
- 5 警察署長は、交通企画課長が前記4の規定による交付をしたときは、自動車運転代行業者台帳に所要事項を記載するものとする。

## 第5 認定の取消し

- 1 交通企画課長及び警察署長（以下「交通企画課長等」という。）は、法第7条第1

項の規定による認定の取消しをする必要があると認めるときは、交通部長が定める様式の自動車運転代行業認定取消処分上申書及び当該処分を必要とする内容を明らかにする資料（以下「取消処分上申書等」という。）を作成するものとする。この場合において、警察署長は、速やかに取消処分上申書等を交通企画課長に送付するものとする。

2 交通企画課長は、前記1の規定による作成をしたとき、又は送付を受けたときは、交通部長が定める様式の認定取消しに関する協議書により、知事と協議した上、当該取消処分上申書等に認定取消しに関する協議書を添えて公安委員会に上申するものとする。

3 交通企画課長は、前記2の規定による上申の結果、公安委員会が認定取消しを決定したときは、交通部長が定める様式の認定取消処分通知書を認定の取消しを受ける法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者（以下「自動車運転代行業者」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する警察署の長に送付するものとする。

4 警察署長は、前記3の規定による送付を受けたときは、当該認定取消処分通知書を当該認定の取消しを受ける自動車運転代行業者に交付するものとする。この場合において、当該警察署長は、当該自動車運転代行業者から交通部長が定める様式の認定取消処分通知書等受領書を徴し、交通企画課長に送付するものとする。

## 第6 変更の届出等

1 警察署長は、法第8条第1項の規定による届出書及びその添付書類（以下「届出書等」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認した上、これを受理するとともに、当該届出の内容を電話等により交通企画課長に通知するものとする。

(1) 政令第3条第1項に掲げる事項に誤りがないこと。

(2) 変更に係る事項の区分に応じ、政令第3条第2項各号に掲げる書類が添付されていること。

(3) 変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証が添付されていること。

2 警察署長は、前記1の規定による受理をした場合において、認定証の提出を受けたときは、その写しを作成した上、速やかに返却するものとする。

3 交通企画課長は、前記1の規定による通知を受けたときは、当該警察署長に対して受理番号を交付するとともに、受理番号交付簿に所要事項を記載するものとする。

4 警察署長は、前記3の規定による交付を受けたときは、認定申請等処理簿に所要事項を記載するとともに、届出書等を交通企画課長に送付するものとする。

5 交通企画課長は、前記4の規定による送付を受けたときは、知事に対し、交通部長が定める様式の変更届出に関する通知書により、自動車運転代行業者から変更の届出があった旨を通知するとともに、変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、認定証の書換えを行い、当該変更届出書を受理した警察署長に送付するものとする。

6 警察署長は、前記5の規定による送付を受けたときは、当該認定証と前記2の規定により返却をした認定証とを引換えに、当該申請者に交付するとともに、認定申請等管理簿に所要事項を記載するものとする。

- 7 警察署長は、前記1の規定による受理をしたときは、自動車運転代行業者台帳に所要事項を記載するものとする。ただし、前記1に規定する届出が認定証の記載事項に該当するときは、前記5の規定による送付を受けたときに補正するものとする。

#### 第7 認定証の返納

- 1 警察署長は、法第9条第1項又は第2項の規定による返納を受けたときは、同条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することを確認の上、これを受理するとともに、自動車運転代行業者台帳に所要事項を記載するものとする。この場合において、警察署長は、当該認定証を交通企画課長に送付するものとする。
- 2 交通企画課長は、前記1の規定による送付を受けたときは、知事に対し、交通部長が定める様式の認定証の返納に関する通知書により、認定証の返納があった旨を通知するものとする。

#### 第8 報告又は資料の提供

- 1 交通企画課長等は、法第21条第1項の規定による要求（以下「要求」という。）をするときは、交通部長が定める様式の報告・資料提出要求書を自動車運転代行業を営む者（以下「運転代行業を営む者」という。）に交付することにより行うものとする。この場合において、交通企画課長等は、交通部長が定める様式の報告・資料提出要求処理簿に所要事項を記載するものとする。
- 2 交通企画課長等は、要求をした場合において、運転代行業を営む者から資料の提出を受けたときは交通部長が定める様式の報告・資料提出書を、当該資料を返却するときは交通部長が定める様式の報告・資料受領書を当該運転代行業を営む者から徴するものとする。
- 3 交通企画課長等は、要求をしたときは、その結果を、速やかに交通部長が定める報告・資料提出結果報告書により交通部長に報告するものとする。

#### 第9 立入検査

- 1 交通企画課長等は、法第21条第1項の規定による立入検査（以下「立入検査」という。）を適正かつ効果的に行うため、交通警察に係る事務を担当する警察職員で、自動車運転代行業に関する相当な知識を有するものを立入検査を行う警察職員（以下「立入検査員」という。）として指定するものとする。この場合において、交通企画課長は、当該指定を受けた立入検査員に対し、交通部長が定める様式の身分証明書を交付するものとする。
- 2 交通企画課長は、人事異動その他の事由により、立入検査員の指定を解除する必要があると認めるときは、速やかに身分証明書を返納させるものとする。
- 3 交通企画課長は、前記1又は2の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、交通部長が定める様式の身分証明書交付簿に所要事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。
- 4 立入検査員は、立入検査を行うときは、前記1の規定により交付された身分証明書を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示するものとする。
- 5 交通企画課長等は、警察職員に立入検査をさせたときは、その結果を交通部長が定める様式の立入検査結果報告書により交通部長に報告するものとする。

#### 第10 指示処分

- 1 交通企画課長等は、法第22条第1項の規定による指示（以下「指示」という。）をする必要があると認めるときは、交通部長が定める様式の指示処分上申書及び当該指示を必要とする理由を明らかにする書類を作成し、速やかに交通部長に上申するものとする。
- 2 交通企画課長は、前記1の規定による上申の結果、交通部長が指示をすることを決定したときは、交通部長が定める様式の指示書を自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する警察署の長（以下「管轄署長」という。）に送付するものとする。
- 3 管轄署長は、前記2の規定による送付を受けたときは、当該指示書を当該自動車運転代行業者に交付するものとする。この場合において、管轄署長は、当該自動車運転代行業者から認定取消処分通知書等受領書を徴し、交通企画課長に送付するものとする。
- 4 交通企画課長は、管轄署長が前記3の規定による交付をしたときは、知事に対し、交通部長が定める様式の指示に関する通知書により、自動車運転代行業者に対する指示をした旨を通知するものとする。

#### 第11 営業停止及び営業廃止

- 1 交通企画課長等は、法第23条第1項の規定による命令（以下「営業停止命令」という。）をする必要があると認めるときは、交通部長が定める様式の自動車運転代行業営業停止処分上申書及び当該命令を必要とする理由を明らかにする書類（以下「営業停止処分上申書等」という。）を作成するものとする。この場合において、警察署長は、速やかに営業停止処分上申書等を交通企画課長に送付するものとする。
- 2 交通企画課長は、前記1の規定による作成をしたとき、又は送付を受けたときは、交通部長が定める様式の営業停止命令に関する協議書により、知事と協議した上、当該営業停止処分上申書等に営業停止命令に関する協議書を添えて公安委員会に上申するものとする。
- 3 交通企画課長は、前記2の規定による上申の結果、公安委員会が営業停止命令をすることを決定したときは、交通部長が定める様式の営業停止命令書を管轄署長に送付するものとする。
- 4 管轄署長は、前記3の規定による送付を受けたときは、当該営業停止命令書を自動車運転代行業者に交付するものとする。この場合において、管轄署長は、当該自動車運転代行業者から認定取消処分通知書等受領書を徴し、交通企画課長に送付するものとする。
- 5 前記1から4までの規定は、交通企画課長等が法第24条第1項の規定による命令をする必要があると認めるときについて準用する。この場合において、同1中「第23条第1項の規定による命令（以下「営業停止命令」という。）」とあるのは「第24条第1項の規定による命令（以下「営業廃止命令」という。）」と、「自動車運転代行業営業停止処分上申書」とあるのは「自動車運転代行業営業廃止処分上申書」と、同2中「営業停止命令に関する協議書」とあるのは「営業廃止命令に関する協議書」と、同3中「営業停止命令」とあるのは「営業廃止命令」と、「営業停止命令書」とあるのは「営業廃止命令書」と、同4中「当該営業停止命令書」とあるのは「当該営業廃止命令書」と、「自動車運転代行業者」とあるのは「法第24条第1項各号のいずれかに

該当する者」と読み替えるものとする。

## 第12 安全運転管理者等に係る読替え規定の取扱い

### 1 安全運転管理者等の資格認定

(1) 警察署長は、内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する公安委員会の認定に係る申請があったときは、安全運転管理者等資格認定申請書（施行細則様式第22号）及び次に掲げる書類（以下「認定申請書等」という。）の提出を求めるものとする。

ア 戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合にあっては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の抄本）

イ 履歴書

職務

ウ 経歴証明書  
運転

(2) 警察署長は、前記(1)の規定により認定申請書の提出を受けたときは、記載内容に誤りがないことを確認した上、当該認定申請書を受理するものとする。

(3) 警察署長は、前記(2)の規定による受理をしたときは、必要な調査を行った上で、認定申請書等に交通部長が定める様式の安全運転管理者等資格認定申請に係る副申書（以下「副申書」という。）を添えて、交通企画課長に送付するものとする。この場合において、警察署長は、安全運転管理者等資格認定申請処理簿（安全運転管理者等に関する事務取扱規程（平成2年兵庫県警察本部訓令第38号。以下「事務取扱規程」という。）様式第1号）に所要事項を記載するものとする。

(4) 交通企画課長は、前記(3)の規定による送付を受けたときは、法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「読替え後の道路交通法」という。）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者又は読替え後の道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として適格であるか審査するものとする。この場合において、交通企画課長は、安全運転管理者等資格認定審査処理簿（事務取扱規程様式第3号）に所要事項を記載するものとする。

(5) 交通企画課長は、前記(4)の規定による審査の結果、申請者が、安全運転管理者等として適格であると認めるときは当該申請の区分に応じて交通部長が定める様式の安全運転管理者資格認定書又は副安全運転管理者資格認定書を当該申請を受理した警察署長に送付し、不適格であると認めるときはその旨を資格認定申請者に通知するものとする。

(6) 警察署長は、前記(5)の規定による送付を受けたときは、速やかに当該認定証を申請者に交付するものとする。

### 2 安全運転管理者等の解任

(1) 警察署長は、自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第74条の3第6項の規定による解任の命令（以下「解任命令」という。）をする必要があると認め

るときは、交通部長が定める様式の解任命令上申書及び当該命令を必要とする理由を明らかにする資料を作成し、速やかに交通部長に上申するものとする。

(2) 交通企画課長は、前記(1)の規定による上申の結果、交通部長が解任命令をすることを決定したときは、交通部長が定める様式の解任命令書を管轄署長に送付するものとする。

(3) 管轄署長は、前記(2)の規定による送付を受けたときは、当該解任命令書を当該命令に係る自動車運転代行業者に交付するものとする。この場合において、管轄署長は、当該自動車運転代行業者から認定取消処分通知書等受領書を徴し、交通企画課長に送付するものとする。

#### 第13 処分の移送通知

1 交通企画課長は、法第25条第1項の規定により処分移送通知書（規則別記様式第六号）を送付するときは、当該処分移送通知書に当該処分に係る書類を添えるものとする。

2 交通企画課長は、法第25条第2項の規定により処分移送通知書の送付を受けたときは、前記第10又は第11の規定に準じて処理するものとする。

#### 第14 手数料の処理

1 警察署長は、認定申請書、認定証再交付申請書又は変更届出書（認定証の書換えを行う場合に限る。以下同じ。）を受理したときは、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表に規定する金額に相当する額の兵庫県収入証紙（以下「収入証紙」という。）をその手数料として徴収するものとする。

2 警察署長は、前記1の規定により徴収した収入証紙を、当該認定申請書、認定証再交付申請書又は変更届出書の下部欄外等にはり付け、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の定めるところにより証紙消印を押印するものとする。この場合において、証紙消印の日付は、当該認定申請書、認定証再交付申請書又は変更届出書を受理した日とするものとする。